

令和4年第4回定例会 議案審査特別委員会における主な議案質疑

(11月30日開催)

議案審査特別委員会は議長を除く15名の委員で構成

議案第60号 かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

【議案の概要】

過疎地域（旧霞ヶ浦町全域）において、一定の事業用資産（償却資産、家屋、土地）を取得した場合、固定資産税を課税免除することで産業振興の促進を図るものです。

Q いつから取得した事業用資産が課税免除になるのか

A 令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得した要件を満たした事業用資産で、課税されることになった年度から3カ年度分が課税免除になります。なお、対象となる業種としては、製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等がございます。



議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定について

【議案の概要】

市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的に、この条例を制定するものです。

Q 本条例は議員の問題ある行動や発言を取り締まることはできますか

A 議員自らが倫理基準をあえて明文化することで、議員が市民の皆様に対して約束することになり、相互の信頼関係が生まれるもので、決して罰則や制裁を課すものではなく、あくまで自ら律するような内容となっております。

Q 政治倫理条例がある市とない市で構成する一部事務組合などの団体の運営は

A 今回の条例案は、広域連合や一部事務組合についても市長及び議員が遵守する政治倫理基準の対象にはなりますが、団体の運営については、その団体の取り決め次第となります。

議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）

【議案の概要】

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6763万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ210億2504万4000円とするものです。

Q 農業経営経営燃油高騰対策支援金とは

A 市内の認定農業者及び認定新規就農者へ、燃料及び農業資材等の高騰に対する支援を行うものです。1経営体あたり10万円として、合計1630万円を計上しております。



Q 主食用米生産者支援金とは

A 市内の主食用米生産者（面積50a以上）へ、主食用米の需要減少及び価格下落による農業経営への影響を緩和し、事業継続のため、10aあたり2000円の支援を行うものです。総額1600万4000円を計上しております。

Q 今回の補正予算で増額が目立つ光熱水費などの状況は

A 今回、燃料費の高騰等にかかった経費として増額補正したのは光熱水費と燃料費を合わせて5076万2000円となっております。